

Q271. 労基法 32 条や労基法 35 条に違反して時間外や休日に労働させた場合に成立する罪の法定刑を教えてください。

労基法 32 条や労基法 35 条に違反して時間外や休日に労働させると、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる可能性があります(労基法 119 条 1 号)。

労基法違反は民事事件にとどまらず、刑事事件にもなり得ることを理解する必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎